平成３０年（フ）第９３９号
大阪府吹田市原町１丁目30番５号（101）、前住所大阪府摂津市鳥飼野々３丁目32番８号
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８６号
大阪市浪速区元町１丁目２番22号　明星荘12号、前住所大分県玖珠郡九重町大字菅原1871番地
債務者　北尾　沙織
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１２号
大阪市西区南堀江３丁目７番５号　宜民マンション　401、前住所大阪市西区南堀江４丁目19番９号　シティロイヤル南堀江　202
債務者　杉山　正市
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７０号
大阪市東淀川区豊新４丁目10番19号サンスリーハイツ豊新　503号
債務者　大伴　勝国
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３８号
大阪府枚方市牧野本町１丁目40番15号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５６１号
大阪市西成区南津守３丁目５番41号　メゾン北月　102号室
債務者　深山　年文
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７１号
大阪府四條畷市中野新町12番39号　第三シャルマン四條畷101
債務者　島田　末美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６００号
大阪府枚方市上島町15番２－15号
債務者　加藤　　欣
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３号
岐阜市大福町５丁目13番地１　（近の島住宅Ａ10棟　104号室）
債務者　高谷真由美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１１４号
宮城県多賀城市八幡２丁目１番25号　伏谷アパート105号
債務者　徳永　憲一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
仙台市宮城野区栄４丁目５番１号　光暁ハイツ102
債務者　木村　和久
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５７号
仙台市青葉区八幡１丁目７番３－204号
債務者　池田　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６８号
仙台市青葉区小田原８丁目８番51号　ＮＩＴＴＯ21壱番館205
債務者　坪井　大介
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
福島県いわき市泉ケ丘３丁目28番地の10
債務者　佐藤　清子（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３２号
福島県いわき市泉玉露６丁目６番地の16　エクセル玉露102
債務者　菊池　夕貴（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３３号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字堂ノ前60番地１　ユララ竜田寮
債務者　小野　翔子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３６号
福島県いわき市勿来町酒井関根前66番地の６
債務者　安藤加代子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２７号
茨城県日立市宮田町４丁目９番３－205号、前住所茨城県日立市宮田町３丁目４番５号
債務者　伊坂　良夫
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
水戸地方裁判所日立支部